

東浦町交通指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 交通指導員（以下「指導員」という。）の設置、勤務条件等については、別に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(設置)

第2条 児童、生徒及び幼児の登下校時等における交通安全指導並びに住民の交通の安全を図るため、東浦町に指導員を置く。

(職務)

第3条 指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 児童、生徒及び幼児の登下校時等における交通安全指導
- (2) 一般通行者の交通安全指導
- (3) 交通安全のための広報、その他の活動

(資格)

第4条 指導員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 指導員の職務を遂行するに必要な熱意と能力を有する者
- (2) 身体が強健な者
- (3) 色彩識別能力が完全な者

(身分)

第5条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(勤務時間)

第6条 指導員の勤務時間は、1週間30時間とする。

- 2 前項の勤務時間の割振りは、1日について、午前7時30分から午前10時まで及び午後2時から午後4時30分（土曜日にあつては午前11時30分から午後2時）までとする。
- 3 前項の勤務時間の割振りについては、交通安全啓発に関する事務を所管する課の長（以下「所属長」という。）が特に必要と認めたときは、あらかじめ関係指導員に周知のうえ変更することができる。

(勤務場所)

第7条 指導員は、原則として東浦町立小学校通学区に関する規則（昭和60年東浦町教育委員会規則第3号）第2条に定める各小学校区域を勤務場所とする。ただし、所属長が必要と認める場合は、勤務場所を変更することができる。

(身分証明書の携帯)

第8条 指導員は、勤務に際し、その身分を明らかにするため、身分証明書（様式第1）を携帯しなければならない。

- 2 指導員が指導員でなくなったときは、速やかに身分証明書を町長に返納しなければならない。

(報告)

第9条 指導員は、勤務の状況を勤務した月の終了後、速やかに交通指導報告書（様式第2）により所属長に報告しなければならない。ただし、職務の遂行に関し事故が発生したときは、直ちにその内容を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

（服務の心得）

第10条 指導員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）交通関係法令の研さんにつとめ、交通安全指導を適正にすること。
- （2）児童、生徒及び幼児に愛護の気持ちを持って交通安全指導すること。
- （3）服装、姿勢及び態度を常に端正にすること。
- （4）自己の安全に留意すること。
- （5）正当な理由なく遅刻、早退又は欠勤をしないこと。ただし、遅刻、早退又は欠勤をする場合は所属長に届け出ること。
- （6）指導員としての品位を傷つけるような行為をしないこと。

（教育訓練）

第11条 指導員は、警察官等の指導により、交通事故防止及び交通安全指導の教育訓練を受けるものとする。

（被服等の貸与）

第12条 指導員に対し、その職務遂行上必要な被服及び装備品を別表に定めるところにより貸与する。

- 2 指導員は、貸与品を適正に管理し、貸与品の全部又は一部をき損し、又は亡失した場合は、同種の貸与品を貸与する。ただし、自己の不注意により貸与品をき損し、又は亡失した場合は、当該貸与品の相当額を賠償しなければならない。
- 3 使用期間の満了した被服は、当該貸与を受けた者に支給する。

（委任）

第13条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項については、所属長が職員の服務に関する事務を所掌する課の長と協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 東浦町交通指導員設置要綱（昭和46年6月1日）は、廃止する。
- 3 この要綱（以下「新要綱」という。）の適用日において現に前項の規定による廃止前の東浦町交通指導員設置要綱により委嘱されている指導員は、新要綱により委嘱された指導員とみなす。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。

別表（第12条関係）

品 名		数量	期間(年)	摘 要
冬 服	外とう	1	5	新規採用時は、2着貸与 新規採用時は、2着貸与
	上衣	1	5	
	スラックス	1	5	
	帽子	2	3	
合 服	上衣（ベスト）	1	3	新規採用時は、2着貸与
	スラックス	2	3	新規採用時は、2着貸与
	帽子	2	2	新規採用時は、2着貸与
靴	靴	1	1	
雨 具	雨靴	1	2	
	帽子	1	3	
	レインコート	1	3	
そ の 他	ネクタイ	1	3	新規採用時は、2着貸与 新規採用時は、2着貸与
	ワイシャツ（冬）	1	1	
	ブラウス（夏）	1	1	
	手袋（夏）	1	1	
	〃（冬）	1	1	
	ファン付き作業服	1	3	
装 備 品	警笛	1	3	採用時のみ
	つりひも	1	3	
	腕章	1	3	
	名札	1		

備考 この表に定める貸与品及び装備品の仕様に関しては、別に定めるところによるものとする。

様式第 1（第 8 条関係）

(表) 90mm

第	号	身 分 証 明 書	
写 29mm 真		氏 名	(年 月 日生)
24mm			
上記の者は、東浦町交通指導員であることを証明する。			
		年 月 日	
		東浦町長	印

60mm

(裏)

注	意
1 この証明書は、勤務に際し常に携帯すること。	
2 記載内容に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。	
3 この証明書を他人に貸与しないこと。	
4 紛失したときは、速やかに届け出ること。	
5 職員でなくなったときは、速やかに返納すること。	

様式第2 (第9条関係)

交通指導員報告書

【 月 日 (曜日) (天気) 】		
	午前	午後
活動 内容 等		
特 記 事 項		
行 事 等		
備 考		